

立川市子どものいじめ防止条例の概要

*この条例は、市や学校の責務はもとより、下記のような役割分担のもと保護者・市民・事業者の皆様との連携による、いじめ防止の取り組み方針を示しています。

目的

- ① 子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定める。
- ② 市・学校の責務と、保護者・市民及び事業者等の役割を明らかにする。
- ③ いじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定める。
- ④ 子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくる。

基本理念

- ① いじめが全ての子どもに関する問題であると認識する。
- ② 子どもが安心して生活し、及び学ぶことができる環境を整える。
- ③ 一人ひとりの尊厳を大切にする。
- ④ 責務及び役割を明確にする。
- ⑤ 主体的に連携し、いじめの防止に取り組む。

保護者

- ① 子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行う。
- ② 子どもの心情を理解し、子どもが安心して過ごせるよう努める。
- ③ いじめは許されない行為であることを理解させるよう努める。
- ④ 市、学校のいじめ防止等に関する取組に協力するよう努める。

市民・事業者

- ① 地域において子どもに対する見守り等を行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努める。

～保護者・市民・事業者等の皆様へ～

平成26年5月30日に「立川市子どものいじめ防止条例」が公布されました。いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に長く深い傷を残すものです。

いじめは絶対に許されない行為です。市、学校、保護者、市民及び事業者等は相互に連携をして、学校におけるいじめ問題を克服する必要があります。そして、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくらなくてはなりません。日常的に子どもの声をしっかりと受け止め、早期発見・早期対応を基本として、それぞれの役割を担う中で、子どもたちの健全育成を図っていくことが大切と考えます。

保護者・市民・事業者等の皆様におかれましては、条例の趣旨をご理解いただき、市及び学校との連携・協力をお願いいたします。

大人の役割

市・学校は、組織的に解決

未然防止

早期発見

早期対応

保護者は、学校のパートナー

協力

心情理解

支援

市民・事業者等は、環境づくり

見守り

情報提供

連携・協力

～いじめの定義～

「立川市子どものいじめ防止条例第2条（1）」

「いじめ」とは、子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は、肉体的な苦痛を感じるものをいう。